

令和6年度小学校新1年生・保護者の方へ 指定校変更制度について（概要）

このご案内は、令和6年度小学校新1年生の保護者の方にお送りしています。

お子様の就学（入学）する学校は、住民基本台帳の住所により、教育委員会が指定しています（指定校）。

しかし、指定校を変更せざるを得ない「特別な事情」がある場合、保護者の方は「指定校変更の申立て」を行うことができます。

「指定校変更の申立て」を行う事情がある場合は、次のとおり申立ての手続きを行ってください。

なお、申立てをいただいた理由及び申立校の定員状況を踏まえ、審査を行った結果、指定校の変更が不許可となる場合があります。

1 申立ての手続き

指定校変更の申立てを行う場合、「指定校変更申立書」を学校運営課へ郵送またはご持参ください。「指定校変更申立書」は3ページ記載の記入例を参考に作成してください。

通学区域の学校及び就学相談等で決定した学校に入学を希望する場合は、「指定校変更申立書」を提出する必要はありません。

※外国籍の方は、はじめに「外国籍就学申請書」をご提出ください。

2 申立期間

下記期間内に「指定校変更申立書」を同封の返信用封筒にて郵送してください。

受付期間①／令和5年9月1日（金）から9月29日（金）まで（学校運営課必着）

受付期間②／令和5年10月2日（月）から12月28日（木）まで（学校運営課必着）

※受付期間以降に転入し、受付期間内に申立てができない場合は学校運営課までご連絡ください。

3 指定校変更等審査会による審査

申立期間内に申立てをいただいた理由を踏まえ、指定校変更等審査会で許可基準及び申立校の定員状況に照らし、審査を行います。

本審査は、個人情報扱うこととなるため、非公開です。また、1件ずつ事情を踏まえて審査するため、決定に時間がかかります。

※申立理由がA、Bランク該当の方及び2ページ記載の受入れが難しい小学校への入学を希望される方は、調整が可能な場合を除き、原則第1回審査で「保留」とし、可否決定は第2回審査で行います。

【第1回審査】令和5年11月上旬予定

【第2回審査】令和6年1月中旬予定

【ランクの考え方】

申立をいただいた事情により、S>A>Bの順に優先順位を付けます。ランクは「指定校変更申立書」の申立理由欄に記載しています。

4 審査結果通知（お電話によるお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。）

【第1回審査】令和5年12月1日（金）発送予定

※上記2の受付期間①に提出のあった、「指定校変更申立書」の審査結果です。

【第2回審査】令和6年2月1日（木）発送予定

5 児童数の増加等により、受入れが難しいため第1回審査で「審査保留」となる見込みの小学校一覧

市谷小学校	愛日小学校	早稲田小学校	牛込仲之小学校	余丁町小学校
四谷小学校	四谷第六小学校	落合第一小学校	落合第二小学校	落合第五小学校
西新宿小学校				

上記の学校への通学区域外からの受入れは困難が予想されます。国私立学校等入学者が確定し、各校の受入枠が増える可能性があることから、1月中旬に第2回審査で可否決定を行う予定です。

ただし、申立理由が下記の理由以外の場合、第2回審査においても不許可となる場合があります。あらかじめご了承ください。

- ・区分3 指定校以外の小学校（申立学校）の通学区域に住居を建築中で、建築完成又は入居予定が間近（入学後概ね半年以内）
- ・区分4 市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きが必要

6 申立時に注意していただくこと

- ①申立てをできる学校は**1校**です。
- ②自転車・自家用車等での通学はできません。
- ③通学（登下校）に際しては、原則、保護者に同伴していただきます。
- ④お子さんの通学の安全や通学距離にも配慮しながら、申立てをしてください。
- ⑤申立理由、学校の状況及び通学距離等によっては、申立学校への受入ができない場合があります。
- ⑥本制度によって申立てをした学校への入学後に「転居」をされた場合、新たな住所地での通学区域の学校が指定されます。
- ⑦「**指定校変更申立書**」申立後に区内転居をされる予定がある場合、**申立てをいただいた事情が変わる可能性があるため、必ず事前に学校運営課へご連絡ください。**

なお、事情により、別途申立てをすることにより、転居後においても指定校変更が認められる場合もあります。

※お子様が6年間を過ごす大切な学校です。

例年、申立て後に「やはり通学区域の学校に通わせたい」等のご相談をされる方がおられますので、申立てにあたっては、ご家族でよくご相談の上、ご判断ください。

また、指定校変更で、希望の学校へ就学（入学）をしても、通学距離が原因で遅刻が多いなど、明らかに学校生活への支障がある場合には、学校面談などを経て指定校変更を取り消すこともありますので、ご注意ください。

7 就学時健康診断について

指定校変更の申立てをしている方も、お住まいの通学区域の学校で受診していただきます。なお、就学時健康診断通知書は10月下旬までに発送する予定です。

申立て・問合せ先 **新宿区教育委員会事務局 学校運営課 学校運営支援係**
 所在地：新宿区歌舞伎町一丁目5番1号
 電話番号：03(5273)3089 FAX：03(5273)3580

【記入例】

指定校変更申立書 (小学校新1年生用)			
児童	フリガナ	シンジユク ハナコ	
	氏名	新宿 花子	
生年月日	平成 29 年 5 月 1 日 (性別 女)		
現住所	新宿区 歌舞伎町 一丁目 5 番 (番地) 1 号 新宿区教育委員会事務局 学校運営課 方		
通学区域の学校(指定校)	新宿区立 新宿第一 小学校	国私立学校等を受験予定	<input type="checkbox"/>
申立学校(希望校)	新宿区立 新宿第二 小学校		
申立期間	令和6年4月1日 から 令和12年3月31日 (卒業) まで		
現在籍園	新宿区立しんじゅく保育園 (5歳児 クラスしんじゅく組)		
保護者就業状況 ※申立区分「7」に該当の場合に記入して下さい	続柄：父 社名：株式会社新宿商社 所在地：新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 勤務時間：週 5 回 9 時～ 19 時 在職証明書：あり なし		
	続柄：母 社名：株式会社四谷銀行 所在地：新宿区内藤町87番地 勤務時間：週 5 回 9 時～ 19 時 在職証明書：あり なし		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆記入漏れ・不備・申立理由の変更等があった際、区職員により、電話等でのお問い合わせの上、補正する場合があります。 ◆必要書類に不足がある等、場合によって当課にお越しいただくことがあります。 ◆申立理由、学校の状況及び通学距離等によっては、申立学校への受入ができない場合があります。 ◆記載事由の変更・不正・虚偽の発覚があった場合には、お住まいの通学区域の学校への転校となる場合があります。 ◆申立理由によっては、関係者等にお子様の状況について確認させていただくことがあります。 ◆通学(登下校)に際しては、原則、保護者に同伴していただきます。 ◆通学(登下校)での事故等の責任は、保護者に負っていただきます。 ◆申立学校が主催する行事等には、可能な限り協力していただきます。 ◆区域外就学届書(国私立入学届出)を提出した場合は、指定校変更申立は無効となります。 		
	<p>新宿区教育長 宛て</p> <p>保護者(申立者) 申立日：令和 5 年 9 月 17 日</p> <p>住所：<input checked="" type="checkbox"/> 上記、住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記、住所と異なる場合</p> <p>住所：新宿区 _____ 丁目 _____ 番(番地) _____ 号 _____ 方</p> <p>氏名：新宿太郎 続柄：父</p> <p>昼間の連絡先：03 - XXXXX - XXXXX</p> <p>○上記注意事項に同意の上、指定校変更の申立てを行います。</p>		

児童の氏名(フリガナ)をご記入ください。

児童の生年月日・性別をご記入ください。

現住所(住民登録地)をご記入ください。

国私立学校等を受験される方はチェック✓してください。(記入内容により審査結果が変わることはありません。)

現在、通園している保育園・幼稚園・子ども園をご記入ください。

保護者の就労状況をご記入ください。在職証明書を添付する場合、在職証明書「あり」に丸(○)をつけて添付してください。

注意事項をご確認ください。

申立日及び保護者(申立者)の住所・氏名・続柄・昼間の連絡先(日中連絡のつく電話番号)をご記入ください。

→提出の際はミシン線で切り離してください。

申立理由 (チェック方法は、記入例をご覧ください。)				
区分	事由	チェック	ランク	必要書類等
1	疾病または身体的理由により、指定校に通学(就学)することが困難		S	医師の診断書等
	①児童の身体状況により、指定校の設備や構造では、通学や学校生活を送ることが困難	<input checked="" type="checkbox"/>		
	②児童が週5日以上、申立学校近辺の病院への通院が必要	<input type="checkbox"/>		
2	兄弟が指定校以外の小学校(申立学校)へ翌年度も通学(就学)している見込である	<input checked="" type="checkbox"/>	S	
3	指定校以外の小学校(申立学校)の通学区域に住居を建築中で、建築完成又は入居予定が間近(入学後概ね半年以内) ※概ね30分以内で安全に通学が可能	<input type="checkbox"/>	S	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し

各区分の事由をご覧の上、該当する事由にチェック✓してください。

複数の区分に該当する事由がある場合は、該当する区分の事由全てにもれなくチェック✓してください。各区分の中では、該当する状況のいずれか一つにチェック✓してください。

指定校変更申立書（小学校新1年生用）

児 童	フリガナ			
	氏 名			
生 年 月 日	平成	年	月	日（性別）
現 住 所	新宿区 丁目 番（番地） 号 方			
通学区域の学校(指定校)	新宿区立	小学校	国私立学校等 を受験予定	<input type="checkbox"/>
申立学校（希望校）	新宿区立	小学校		
申 立 期 間	令和6年4月1日 から 令和12年3月31日（卒業）まで			
現 在 籍 園	園（ クラス 組）			
保 護 者 就 業 状 況 <small>※申立区分「7」に該当の場合に 記入して下さい</small>	続柄： 社名： 所在地： 勤務時間：週 回 時～ 時 在職証明書： あり なし			
	続柄： 社名： 所在地： 勤務時間：週 回 時～ 時 在職証明書： あり なし			
注 意 事 項	<p>◆記入漏れ・不備・申立理由の変更等があった際、区職員により、電話等でのお問い合わせの上、補正する場合があります。</p> <p>◆必要書類に不足がある等、場合によって当課にお越しいただくことがあります。</p> <p>◆申立理由、学校の状況及び通学距離等によっては、申立学校への受入ができない場合があります。</p> <p>◆記載事由の変更・不正・虚偽の発覚があった場合には、お住まいの通学区域の学校への転校となる場合があります。</p> <p>◆申立理由によっては、関係者等にお子様の状況について確認させていただくことがあります。</p> <p>◆通学（登下校）に際しては、原則、保護者に同伴していただきます。</p> <p>◆通学（登下校）での事故等の責任は、保護者に負っていただきます。</p> <p>◆申立学校が主催する行事等には、可能な限り協力していただきます。</p> <p>◆区域外就学届書（国私立入学届出）を提出した場合は、指定校変更申立は無効となります。</p>			
新宿区教育長 宛て				
保護者（申立者）	申立日：令和 年 月 日			
	住 所： <input type="checkbox"/> 上記、住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記、住所と異なる場合			
	住 所：新宿区 丁目 番（番地） 号 方			
	氏 名： 続柄：			
	昼間の連絡先： — —			
○上記注意事項に同意の上、指定校変更の申立てを行います。				

※ 裏面の申立理由に該当する項目がないと認められる場合は、基準非該当により「不許可」となります。

窓口：新宿区教育委員会事務局 学校運営課 学校運営支援係（新宿区歌舞伎町一丁目5番1号）
電話番号：03（5273）3089 F A X：03（5273）3580

申立理由（チェック方法は、記入例をご覧ください。）

区分	事由	チェック	ランク	必要書類等
1	疾病または身体的理由により、指定校に通学（就学）することが困難		S	医師の診断書等
	<div style="font-size: small;"> 該当する状況のいずれか一つにチェック </div> ①児童の身体状況により、指定校の設備や構造では、通学や学校生活を送ることが困難 ②児童が週5日以上、申立学校近辺の病院への通院が必要	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
2	兄弟が指定校以外の小学校(申立学校)へ翌年度も通学(就学)している見込である)	<input type="checkbox"/>	S	
3	指定校以外の小学校(申立学校)の通学区域に住居を建築中で、建築完成又は入居予定が間近(入学後概ね半年以内) ※概ね30分以内で安全に通学が可能	<input type="checkbox"/>	S	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し
4	市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きが必要	<input type="checkbox"/>	S	左記事業等に該当していることを証明するもの
5	児童がいじめ等により、指定校に通学(就学)が困難な状況 ※関係者への聞き取り等、事実関係を精査する	<input type="checkbox"/>	S	理由書(様式自由)
6	通学距離が指定校より一定以上近く、登下校の安全・安心を確保できる学校がある			
	<div style="font-size: small;"> 該当する状況のいずれか一つにチェック </div> ①指定校への道のりと申立学校への道のりに、500m以上かつ2倍以上の差がある	<input type="checkbox"/>	S	
	②指定校への道のりと申立学校への道のりに、500m以上の差がある	<input type="checkbox"/>	A	
③指定校への道のりと申立学校への道のりに、2倍以上の差がある	<input type="checkbox"/>			
7	両親共働きまたは母(父)子家庭で、下校後の一時帰宅先が、指定校以外の小学校(申立学校)の通学区域にある保護者の近親者宅、又は児童の居所スペースが確保された店舗等の場合で、下記①～③のいずれかに該当			B 下記表1「区分7必要書類等確認表」参照
	<div style="font-size: small;"> 該当する状況のいずれか一つにチェック (③は学童クラブ名も記入) </div> ①一時帰宅先が申立学校学区内又は申立学校学区に隣接するの3親等内親族宅	<input type="checkbox"/>		
	②一時帰宅先が申立学校学区内又は申立学校学区に隣接するの保護者勤務先又は店舗等	<input type="checkbox"/>		
	③一時帰宅先が申立学校学区内又は申立学校学区に隣接する学童クラブ等(利用予定の学童クラブ)			
	※上記学童クラブでなければならない理由			
	・職場に近いため ・通勤経路の途中のため ・その他(別紙を添付してください)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
その他	「指定校に通うことができない事情」があり、指定校以外の小学校(申立学校)に通学することが教育上の観点から、より適切と認められる場合 上記1～7の基準に直接該当しない場合で、他にも何らかの事情がある場合は、事前にお電話にてご相談ください。併せて理由書(様式自由)等をお持ちの上、新宿区教育委員会事務局 学校運営課 学校運営支援係の窓口へ直接申立てください。	<input type="checkbox"/>	個別審査	理由書(様式自由) その理由を客観的に証明するもの

表1「区分7必要書類等確認表」

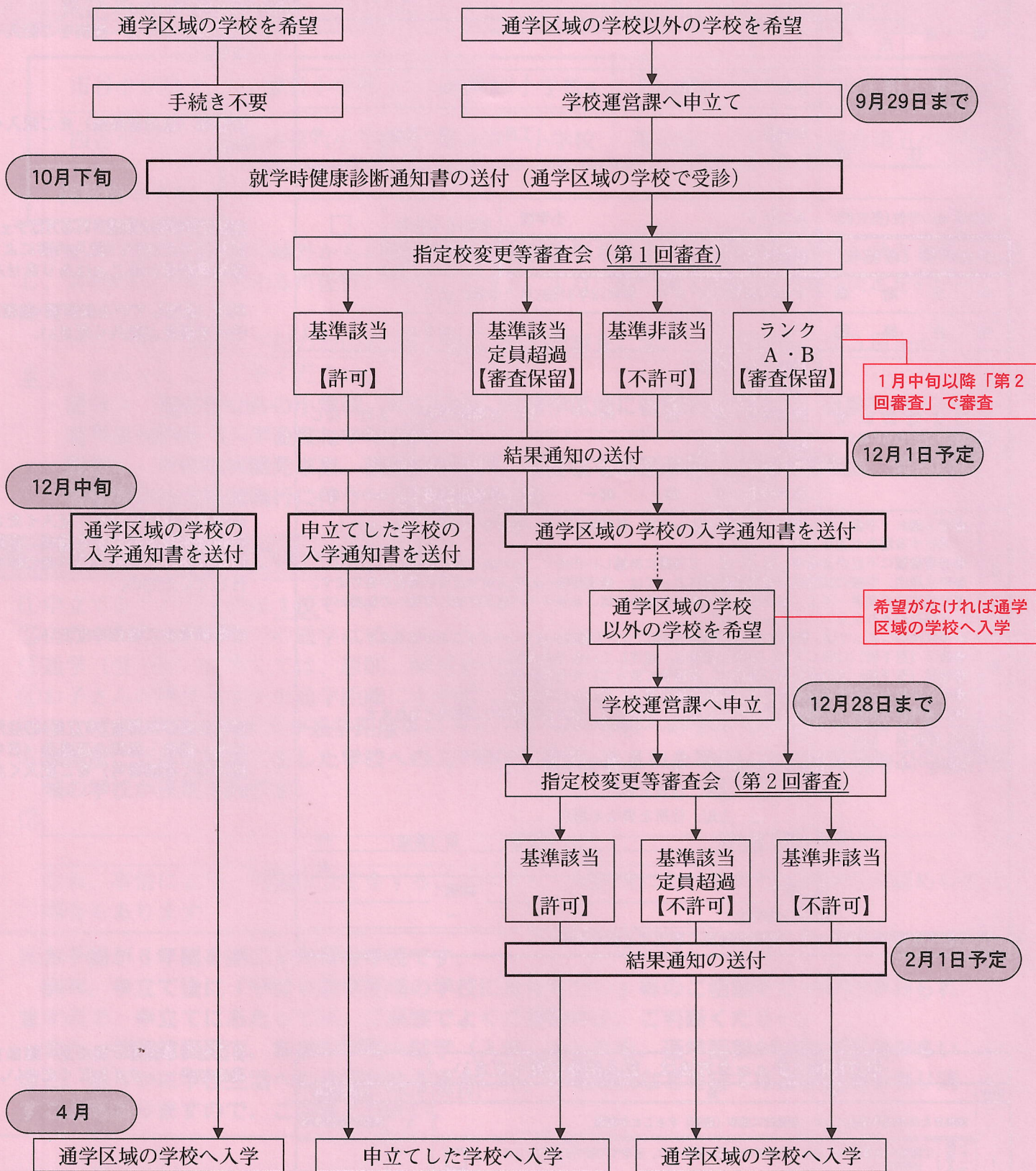
	在職証明書※1	一時帰宅先が利用できることの証明書	理由書(様式自由)※1
一時帰宅先	×	○※1 近親者の預かり同意書	△ 一時帰宅先の他、考慮を希望する事由がある場合はご提出ください。
	○	○※3 勤務先・店舗の図面及び写真等	
	○※2	○※4 学童クラブ利用申請時に使用した申請書の写し	○
	○	○ 契約書等	

※1 様式は右二次元コードからでもダウンロードできます。在職証明書は勤務先指定の様式でも可。
 ※2 学童の利用申請書に就労証明書を含んでいる場合は、省略可。
 ※3 児童の放課後における居場所として、生活スペースの面積や設備を十分備えていることが分かるもの。複数提出可。
 ※4 学童クラブの利用申請窓口にて、申出により受付済の申請書の写しを受け取ることができます。
 (学童クラブの利用申請については、子ども総合センター児童館運営係(電話番号:03-5273-4544)へお問合せください。)



▲※1様式

【指定校変更申立ての流れ】



注意事項

- ・「指定校変更申立書」は9月29日（金）までに学校運営課に提出してください。
- ・10月2日（月）以降学校運営課到着の申立書は第1回審査の対象となりません（第2回審査で審査を行います）。
- ・1月以降の「指定校変更申立書」提出につきましては、学校運営課にお問い合わせください。
- ・「指定校変更申立書」に記載した理由に変更が生じた場合は、学校運営課にご連絡ください。